

麻薬の有効期限

麻薬の容器には、有効期限が記載されていないものがほとんどですが、皆さんは、どのように管理されていますか？

有効期限を記載しない理由をメーカーに確認したところ、厚生省告示第 166 号において「3 年以内に性状及び品質が経時変化を起こすおそれのある有効成分を含有する医薬品は、使用期限を記載すること」と規定され、それ以外の医薬品は、記載しなくてよいという返答でした。

しかし、メーカーは、安定性試験で品質を確認できた期間を品質保証期間としています。製造年月日からの品質保証期間が、有効期限と考えられます。電話で問い合わせなければわからなく、不親切と思うのは、私だけでしょうか？

麻薬を販売している全メーカー(塩野義製薬、第一三共、大日本住友製薬、武田薬品、田辺製薬、藤本製薬、ヤンセンファーマ)に確認し、一覧にしました。

麻薬の品質保証期間

2010 年 10 月 25 日現在

2 年 6 ヶ月	オキシコンチン錠 5m g	10、20、40m g は 5 年
3 年	アヘンチンキ	
	アンペック坐剤 30m g	10、20m g は 5 年
	オブソ内服液	
	カディアスティック粒	カプセルは 5 年
	デュロテップ MT パッチ	
	パシーフカプセル	
	ピーガード錠	
	モルヒネ塩酸塩錠 10m g 「DSP」 PTP ヒート	3 年までしか試験していない。パラは 5 年
	モルヒネ塩酸塩水和物「タケダ」原末	
5 年	その他	

麻薬の廃棄方法は以下のいずれかです。

① 古くなった麻薬、使用しなくなった麻薬、調剤ミスした麻薬

保健所に連絡し、保健所職員の立会いのもとで廃棄を行い、廃棄した麻薬を記載した麻薬帳簿の備考欄に担当職員が記名押印または署名する。

② 調剤済みの麻薬（患者等から渡された麻薬）

管理者及び他の従業員立会いの下で、焼却、希釈、放流等回収の困難な方法で廃棄処理する(廃棄した麻薬を記載した麻薬帳簿の備考欄に立会者の記名押印又は署名する)。また、廃棄後 30 日以内に、保健所に届出書を提出する。